

徳島県いじめの防止等のための基本的な方針の改定について

人権教育課



平成 29 年 6 月 22 日  
人権教育課

## 「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定について

### 1 趣旨

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を受け、いじめ問題の克服に向けた本県の施策を、より効果的に推進するために、「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定する。

### 2 主な改定内容

#### (1) いじめの防止等のために県が実施する施策・措置

- ア スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (p7)
- イ 教育相談コーディネーターの指名・配置 (p7)
- ウ 学校評価・教員評価の留意点 (p8)

#### (2) いじめの防止等のために学校が実施する施策・措置

- ア 学校いじめ対策組織の充実 (p9)
- イ 特に配慮が必要な児童生徒への対応 (p11)
- ウ いじめの解消の要件 (p12)

### 3 改定のスケジュール (案)

5月12日 (金)	第1回徳島県いじめ問題等対策検討部会
6月14日 (水)	第1回徳島県いじめ問題等対策審議会
6月22日 (木)	定例教育委員会 報告
7月 ~ 8月	第1回徳島県いじめ問題等対策連絡協議会 第1回徳島県いじめ問題調査委員会 第2回徳島県いじめ問題等対策検討部会
9月	パブリックコメント
10月	第3回徳島県いじめ問題等対策検討部会 第2回徳島県いじめ問題等対策審議会 定例教育委員会 付議



# 徳島県いじめの防止等のための基本的な方針

(案)

徳島県・徳島県教育委員会  
平成29年 月 日【改定版】

< 目 次 >

1	はじめに	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
	(4) 地域や家庭との連携	
	(5) 関係機関との連携	
5	いじめの防止等のために県が実施する施策	5
	(1) 「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」の策定	
	(2) 「徳島県いじめ問題等対策連絡協議会」の設置	
	(3) 「徳島県いじめ問題等対策審議会」の設置	
	(4) いじめの防止に向けた取組	
	(5) いじめの早期発見に向けた取組	
	(6) いじめの解消に向けた取組	
	(7) 地域や家庭、関係機関と連携した取組	
	(8) 学校評価の留意点、教員評価の留意点	
6	いじめの防止等のために学校が実施する施策	8
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
	(3) 学校におけるいじめの防止	
	(4) 学校におけるいじめの早期発見	
	(5) 学校におけるいじめに対する措置	
	(6) 地域や家庭との連携	
	(7) より実効性の高い取組を実施するための措置	
7	重大事態への対処	13
	(1) 学校の設置者又は学校による調査	
	(2) 知事による再調査	
	(3) 再調査に基づく措置等	
8	その他留意事項	14

## 1 はじめに

いじめは、「人として決して許されない行為」であり、学校はいじめを生まない日常の取組が求められる。また、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」という認識に立ち、学校は児童生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応し、教育委員会、地域、家庭と一体となって、いじめの防止・早期発見・早期解決に取り組まなければならない。

「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的として、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」第12条の規定に基づき、本県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めたものである。

この度、国が平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行った。それに基づき、「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、いじめ未然防止を迅速かつ強力に進めるものである。

## 2 いじめの定義

### 「いじめ防止対策推進法」

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人が

それを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が、謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるものの、学校いじめ対策組織へ情報を共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる



- ・ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは，全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての児童生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また，全ての児童生徒がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

いじめは，どの子供にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，より根本的ないじめの問題克服のためには，全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり，全ての児童生徒を，いじめに向かわせることなく，心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み，いじめを生まない土壌をつくるために，関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため，学校の教育活動全体を通じ，全ての児童生徒に「いじめは決して許され

ない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施、相談担当窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

#### (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度や学校運営協議会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、普段から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

### 5 いじめの防止等のために県が実施する施策

#### (1) 「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」の策定

本県におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本県の実情に応じ、「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）」を定める。

#### (2) 「徳島県いじめ問題等対策連絡協議会」の設置

県は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「徳島県いじめ問題等対策連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）」を置く。

### (3) 「徳島県いじめ問題等対策審議会」の設置

- ① 県教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、県教育委員会と連絡協議会の円滑な連携の下に、本方針に基づくいじめの防止等の対策等を調査審議するため、県教育委員会の附属機関として、「徳島県いじめ問題等対策審議会（以下、「対策審議会」という。）」を置く。
- ② 審議会に、県立学校における法第28条第1項に規定する重大事態（以下、「※重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることを目的とする「いじめ問題調査部会」を置く。

#### ※重大事態とは

いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ③ 審議会に、いじめの防止等の対策等について、専門的な調査研究及び具体的な対策等について検討審議する「いじめ問題等対策検討部会」を置く。

### (4) いじめの防止に向けた取組

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。
- ③ 鳴門教育大学の専門的な知見を活用し、児童生徒の対人関係能力の向上や自尊心及び他者を思いやる心等の育成を目的とした「徳島版予防教育」に取り組む。
- ④ 情報社会の発展により、携帯電話やインターネットの普及が急速に進む中で、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性について理解させる「携帯電話安全教室」を実施し、児童生徒の情報モラル教育の充実を図るなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する取組を進める。あわせて、保護者に対しても、いじめの温床の中にはインターネット上のいじめもあること等についての広報や啓発に取り組む。
- ⑤ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度等についての広報や啓発に取り組む。

## (5) いじめの早期発見に向けた取組

- ① 高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの公立の小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校への配置・派遣を行うとともに，スクールカウンセラーの常勤的配置に向けた取組，相談体制の充実を図る。
- ② 学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握する教職員を教育相談コーディネーターとして指名・配置し，教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築し，いじめ等の早期発見に取り組む。また，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを学校いじめ対策組織の構成員とし，その一員であることを児童生徒及び保護者に積極的に周知する取組を進める。
- ③ 「24時間子供SOSダイヤル」の学校や家庭への周知を図り，夜間・休日を含めて，いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるよう取組を進める。
- ④ 地域に幅広いネットワークを有するコンビニエンスストアと連携して取り組んでいる，地域におけるいじめ等を見逃さない児童生徒の見守り活動の充実を図るなど，学校と家庭の連携に，地域社会との協働という観点を加えた，児童生徒のいじめ等問題行動の防止や早期発見に取り組む。

## (6) いじめの解消に向けた取組

- ① 児童生徒による，いじめ等の問題行動で課題がある公立学校に対して，県警察本部と県教育委員会が，問題に応じて児童相談所，所轄警察署，青少年補導センター等で組織した「阿波っ子スクールサポートチーム」の派遣を継続し，各関係機関が連携して，必要な指導，助言等を行うことにより学校を支援し，問題の解決に取り組む。
- ② 児童生徒による，いじめ等の問題行動で課題がある公立学校に対して，高度で専門的な知識を有する医師，社会福祉士，臨床心理士，大学教授等による「学校問題解決支援チーム（スクールプロフェッサー）」の派遣を継続し，児童生徒の実態把握や適切な指導方法及び対応方法等について指導，助言を行うことにより，問題の解決に取り組む。

## (7) 地域や家庭，関係機関と連携した取組

- ① 例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が，いじめの問題について協議す

る機会を設けたり、学校評議員制度や学校運営協議会を活用したりするなど、いじめ問題について学校と地域、家庭と連携した対策を推進する。

- ② 日頃から学校内外で児童生徒と多くの大人が接するような取組を推進する。
- ③ 児童生徒をめぐる様々な人権問題について相談活動に当たっている法務局との連携を強化し、いじめ問題の早期発見、早期解決を図る。
- ④ 警察と情報共有体制を構築し、緊密な連携の下、児童生徒のいじめ等問題行動への対応を図る。

## (8) 学校評価の留意点、教員評価の留意点

- ① 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようしなければならない。

したがって、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

- ② 教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

## 6 いじめの防止等のために学校が実施する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 各学校においては、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を学校いじめ防止基本方針として策定し、体系的・計画的に、いじめの防止・早期発見等に取り組む。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱えこまず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応を行う。

- ③ 学校いじめ防止基本方針において、いじめの発生時における学校の対応を示すことにより、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑制につなげる。
- ④ 学校いじめ防止基本方針に、加害者に対する具体的な対応方針を定め、再発防止に努める。
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載等を通じ、保護者、地域住民に周知するとともに、児童生徒等に対し、その内容を入学時、各年度の始期に説明する。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ① 学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。そのため、学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定める。
- ② 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の実情に応じて複数の教職員（管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等）から構成し、可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を加える。
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る。
- ④ いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が加わることとする。
- ⑤ 学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### (ア) いじめの防止

- ① いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知を図り，普段から教職員全員による共通理解を図る。また，児童生徒に対しても，日常的にいじめの問題に触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童生徒の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。そのため，児童生徒が，心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ いじめが生まれる背景には，勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや，一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また，ストレスを感じた場合でも，それを他人にぶつけるのではなく，運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ，児童生徒が活躍でき，自分がしたことを感謝されてうれしかった，自分は頼りにされている，誰かの役に立っている，みんなから認められていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し，児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また，自己肯定感が高められるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑤ 児童生徒自らがいじめ問題について学び，そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え，児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ⑥ 児童生徒に対して，インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために，情報モラル教育を充実させ，インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに，携帯電話安全教室等を行い，情報モラルに関する指導の充実を努める。また，インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり，被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。インターネット上の不適切な書き込み等については，消去することは非常に難しく，事案によっては刑法上，民事上の処罰を受ける可能性があることを理解させる。



- ⑦ いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、中学校に入学する児童に関する丁寧な引き継ぎや、不安感を取り除く取組等、小中学校の円滑な接続を図る。
- ⑧ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに、子供たち一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努める。
- ⑨ 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### (イ) 学校におけるいじめの早期発見

- ① 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ② 年度当初に適切に計画を立てた定期的なアンケート調査、個人面談、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、児童生徒からの相談に対しては、必ず迅速に対応する。
- ③ 児童生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知する。いじめの情報が寄せられたときは、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し組織的な対応をとる。

#### (ウ) 学校におけるいじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ② いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ③ いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。

また、保護者に対しては、迅速かつ正確に情報を伝えて理解を得るとともに人間関係を築き、支援を行う。

- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で懲戒を加えることも考えられる。
- ⑤ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑥ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。
- ⑦ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑧ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも3か月間を目安とする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

#### (4) 地域や家庭との連携

例えば学校とPTA、地域の子供の健全育成に関わる関係諸団体や機関等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度や学校運営協議会を活用し

たりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## (5) より実効性の高い取組を実施するための措置

- ① 当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に点検し、必要に応じて見直すなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行うように努める。
- ② 全ての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

## 7 重大事態への対処

### (1) 学校の設置者又は学校による調査

#### ① 県立学校

- ア 重大事態が発生した場合には、学校は県教育委員会を通じて知事に報告する。
- イ 県教育委員会は、重大事態であると認めるときは、県教育委員会の調査組織（徳島県いじめ問題等対策審議会いじめ問題調査部会 ※本方針6 ページ参照）又は学校に設置した調査組織で、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

#### ② 私立学校

- ア 重大事態が発生した場合には、学校は知事に報告する。
- イ 学校法人は、重大事態であると認めるときは、学校法人又は学校に設置した調査組織で、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

#### ③ 調査結果の提供及び報告

- ア 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- イ 県立学校に係る調査結果については、県教育委員会から知事に、私立学校に係る調査結果については学校法人から知事に報告する。

#### ④ その他

県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する市町村の事務の適正な

処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## (2) 知事による再調査

- ① 知事は、県教育委員会又は私立学校から報告を受けた重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うことができる。
- ② 知事は、再調査を行う附属機関として「徳島県いじめ問題調査委員会」を置く。
- ③ 再調査を行った場合は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査結果等を説明する。
- ④ 知事は、県教育委員会から報告を受けた重大事態に係る再調査を行った場合は、その結果を踏まえ、県教育委員会に対し、必要な措置について意見を述べるができる。

## (3) 再調査に基づく措置等

### ① 県立学校

ア 知事は、県教育委員会から報告を受けた重大事態に係る再調査を行った場合は、その結果を議会に報告する。

イ 知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

### ② 私立学校

知事は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずる。

## 8 その他留意事項

- (1) 県は、本方針の策定から3年の経過を目途として、本県の状況や法の施行状況、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の変更等を勘案して、本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 県は、市町村におけるいじめの防止等のための基本的な方針及び県立学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

平成26年3月20日 策定

平成29年 月 日 改定



## 平成29年度 第1回 徳島県いじめ問題等対策審議会 報告

日 時	平成29年6月14日（水）午前10時から正午
場 所	県庁10階 大会議室
会次第	1 開 会
	（1）教育委員会あいさつ
	（2）会長あいさつ
	2 議 事
	（1）「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定
	（2）いじめ問題等における課題
	3 閉 会

## 議 事

## (1) 「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定について

- ・特に配慮が必要な生徒について、具体的な例を入れてもよいのではないか。
- ・PDCAサイクルなど、括弧書きで説明を入れてはどうか。
- ・教育専門用語を易しい言葉で表現し直してもよいのではないか。
- ・いじめの解消状況について、面接は誰が行うのか明記すべきではないか。

## (2) いじめ問題等における課題

「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定についてのなかで審議。

- ・この改定が、より有効ないじめ対策を進めるために、とりわけ重大事態を防ぐための手立てとなって欲しい。

